

日本学術会議改革要綱の決定にさいして（声明）

昭和57年10月22日

第86回総会

日本学術会議が創設されてからすでに三十余年の年月が経過した。その間、本会議は創設の趣旨に沿って、法の定める目的の達成と職務の遂行に努力し、相当の成果をあげてきた。

しかし、この間に、諸科学のめざましい発展と学際的領域など新分野の出現、科学者数の激増と分布状況の変化、科学・技術の社会的影響力の増大、本会議以外の科学・技術に関する関係審議実施機関の設置とそれらの機能の強化、政府との間の相互の信頼関係の低下、また、とくに本会議に対する科学者の期待や関心の減退など重大な状況変化が生じてきた。

この状況のもとにおいて、本会議はその存在意義を改めて確認するとともに、その目的と職務を十分果たすためには、創設当時のままの現行組織の改革、運営の改善を図ることが不可欠であると判断するに至った。とくに本会議と科学者および学会・協会との結びつきの強化、審議活動および学術交流活動における職務の明確化と機能の充実強化、そのために必要な会員構成と会員選出制度の改革、内部諸機関の改編、他の学術関係諸機関との関係の改善などが改革の重点として強く要請されている。

本会議は、以上の観点に立って昨年4月の第82回総会で、改革問題に関する従来の検討結果をふまえながら、法改正を伴う抜本的改革案の策定と実現を本第12期の課題として決定した。以来、3回にわたる総会での真剣な討議をふまえて本年5月の第85回総会で「日本学術会議改革試案」を採択した。

ついで、この「試案」についてできる限り広汎な科学者、学会・協会等の意見を求めた。とくに学識経験者による第三者諮問組織を設けて、卒直な批判を仰いだ。これらの意見を尊重しつつ本総会で「日本学術会議改革要綱」を定めるに至った。

本要綱にもりこまれた改革のうち、本会議内部の措置だけで実現できるものは遅滞なく実施する心算である。しかし、法改正が必要な事項については政府と国会の善処を期待する。それゆえ、本総会では、必要な措置について内閣総理大臣に対する要望を採択した。この要望について、本会議が関係方面の十分な理解を求めるよう努力するのは当然であるが、同時に広く科学者、学会・協会の協力、世論の支持を期待するものである。

およそ科学の本質は、自由な批判性と自発的な創造性にある。古今東西をつうじて、科学者がこの本質を見失わずに努力してきたからこそ、今日の科学・技術の発展がもたらされたのである。一方、この科学の批判性と創造性は、時として政治と矛盾することもある。しかし、長期的大局的に見れば、科学者は科学の発達をつうじて国民の利益と人類の福祉に貢献してきたのである。本会議の改革も、あくまで科学者の立場に基づく自主的改革を原則とすべきである。

われわれは、本要綱を定めるに当たって、そこにもりこまれた自主的改革の理念、改革の基本路線の実現を図ることを決意する。また、そのため、科学者、学会・協会をはじめ、政府、国会などのいっそうの理解と協力を切望する。

参考資料：日本学術会議の改革について（要望）

参考資料

総学庶第1676号
昭和57年10月26日

内閣総理大臣
鈴木 善 幸 殿

日本学術会議会長
久 保 亮 五

日本学術会議の改革について（要望）

標記について、日本学術会議第86回総会の議決に基づき、
下記のとおり要望します。

記

もともと日本学術会議は、敗戦後日本の科学者が戦時中の態度を反省して、既存の学術体制を徹底的に再検討した結果、平和・民主日本にふさわしい新たな学術体制の樹立を提言したことから生まれたものである。この科学者の自主的構想は時の政府によって尊重され、政府提案に基づいて、日本学術会議法が制定された。ここに独特な性格を持つ国の機関である本会議が創設されたのである。

創立以来30余年の間に、本会議は、多数の科学者や各分野の学会・協会の協力を得て、創設の趣旨を生かしながら、法の定める目的・職務の遂行に努力し、日本の学術の発展にとって

相当な成果を挙げてきた。

しかしながら現在までの諸科学のめざましい発展と学際的領域の出現、科学者数の激増、政府による他の学術関係諸機関の設置などによって情勢が変化してきている。本会議が与えられた使命を達成するためには、現在の組織及び運営について改革を図る必要が生じている。本会議は、昨年4月の第82回総会において、それまで本会議が積み重ねてきた改革の検討を基礎とし、本会議の自主的な改革に取り組む決意を改めて表明した。以来、科学者をはじめ、広く学会・協会、学識経験者の意見などを求めつつ、慎重審議を重ねた結果、本総会において法改正を含む「日本学術会議改革要綱」（別紙）を決定するに至った。

よって、本会議は政府に対して次のことを要望する。

- (1) 日本学術会議の改革に関して「要綱」に含まれた改革の理念及び改革の基本的方向を尊重し、必要な措置をとること。
- (2) 改革の対象となる細目に関しては、本会議と連絡・協議を密にし、本会議の意見を尊重すること。